



～18歳からの「君ならどうする？」～
若年者のための消費生活サポート情報



第33号
2024. 1. 25

動画サイトの 不当請求に注意！

事例

動画サイトで動画をダウンロードしようとしたところ、突然「登録完了」と表示され、40万円と高額な料金を請求された。「解約はこちら」という電話番号に架けたところ、業者から「キャンセルはできない。支払わないと弁護士から書面が届く」と言われ、電話を切られた。（20代 女性）



©KANAGAWA2013

一言アドバイス



北海道消費者
教育PRキャラクター
「ちえ子さん」

- あくまで有料だと認識せずアクセスしただけで、有料の申込みに同意したわけではないので、有効に契約が成立しているとは考えられません。
- 万一申込みがあったと業者から主張されても、電子消費者契約法により、錯誤による取消しを主張できるので、料金を支払う必要はありません。
- あわてて相手に連絡せず、無視して様子を見てください。不安なときは消費生活相談窓口へご相談ください。

- サポート情報のバックナンバーはこちらから
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ
URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>



困った時はひとりで悩まず相談しましょう！
北海道立消費生活センター 受付時間 平日／午前9時～午後4時30分

相談専用電話 ☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン※ ☎ 188（「嫌や！」泣き寝入り）

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者
教育PRキャラクター
「かしこしか」

